

長年、交通指導員として交通安全の為に精励された相京輝男さんが、3月31日に退任されました。相京さんの今までの交通安全指導に心から感謝し、今後の益々のご活躍をお祈り申し上げます。

後任として、5月1日より松井由紀子さん(北之谷)が、着任されました。高山村の初の女性交通指導員さんということもあり、「女性の観点からの交通指導を心掛けたい」とおっしゃっていました。松井さんにおかれましては、健康にご留意されまして、地域の交通安全教育の推進や交通安全活動にご尽力下さいますようお願い申し上げます。



新・交通
指導員さん

会員募集中♪

高山村シルバー人材センターでは、健康で働く意欲のある方を募集しています。原則として村内在住で60才以上の方の入会を随時受け付けています。みなさまの知識・経験・技術等を地域の方々のために役立ててみませんか。特に女性の入会、大歓迎です。なお、年会費は1,000円です。

お気軽にご利用ください♪

シルバー人材センターは公益的・公共的団体なので安心して、電話一本でお手軽にご利用頂けます。センターは、家庭・企業・公共団体等から引き受けた短期的・臨時的な仕事を、それぞれにふさわしい会員に提供します。その際の責任は、すべてセンターが負います。また、高齢者の安全に配慮して、危険・有害な仕事はお引き受けできないこともあります。

料金の目安 (時給)

伐採作業	1,200円～	清掃・片づけ・お茶入れ	700円～
植木の手入れ	1,000円～	運搬・田畑・雑役等	700円～
除草 (機械使用)	800円～	一般事務	相談に応じて
除草 (手作業)	750円～	駐車場・公園・運動場管理	700円～
除草剤散布・消毒	700円～	その他作業	700円～

※上記以外の仕事についてもご相談下さい。
※作業で機械等を使用した場合その使用料金を頂きます。
※上記金額のほか、事務費として5%を申し受けます。
お申し込み・お問い合わせ先
高山村シルバー人材センター ☎63-2075

国民年金

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料が免除される制度があります。また、30歳未満の方には、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。

免除や若年者納付猶予の申請をすると、本人・配偶者及び世帯主(若年者納付猶予では世帯主は除かれます)の前年の所得を基準に審査が行われ、承認されると所得に応じて保険料の全部または一部が免除(若年者納付猶予では全額の納付が猶予)されます。

一部免除には、4分の3免除(4分の1納付)、半額免除(半額納付)、4分の1免除(4分の3納付)があり、所得に応じたきめ細やかな免除の申請ができます。

ただし、4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

保険料の免除または若年者納付猶予の申請は原則として毎年必要です。ただし、全額免除及び若年者納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業等による理由を除く)。

今まで全額免除または若年者納付猶予の承認を受けており継続申請をしていない方、一部免除の承認を受けている方を希望する場合には申請が必要です。引き続き免除町役場の国民年金担当係へ申請の手続きをしてください。

国民年金保険料免除に関する問い合わせ先
・ 波川年金事務所 国民年金課 ☎0279・22・1607

保険料免除の申請は、原則として毎年必要です

国民年金



体育協会 卓球部 募集

卓球部では、地域スポーツクラブとして一緒に活動(練習)しながら、健康作りをした人を募集しています。

練習は、小学生・中学生・高校生・一般人が一緒にしています。

練習日は土曜の夜間で、月2回くらいです(6月は1日と15日、29日が練習日)。時間は、午後7時～9時、小学校の体育館です。

運動不足解消のために運動したい人は、出かけてみてください。

また、スポーツ少年団でも、1年生～4年生で卓球をしてみたい人を募集しています。

練習は、毎週土曜日の午後1時30分～4時、小学校体育館で練習していますので来てください。申し込みについては、その時にお話しします。

高山村ふるさと祭り ～花火大会協賛金にご協力ください～

「高山村ふるさと祭り」は、お盆にふるさとの高山村に帰って来られるご家族やお友達、村民皆様に夏の風物詩として親しまれ、今夏で33回目を迎えることになりました。

今年も皆様のお子さんの成長のお祝い、ご長寿のお祝い、家族への感謝や同窓会等の記念に花火大会にご協賛戴ければ大変ありがたく思っております。

ご協賛戴いた方は、プログラムに氏名・コメントを掲載し、花火打ち上げの際に場内放送させていただきます。

ご協賛戴ける場合には、一口5千円より受付致しますので、お気軽に役場地域振興課へご連絡を戴ければ、こちらからお伺い致します。

◎花火協賛金の お申し込み

高山村役場
地域振興課まで
☎63-2111
㊟切 7月22日(月)



じん臓機能障 害者等 通院交通費の 補助について

高山村では、じん臓又は小腸機能障害により、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

補助対象者
次の①～⑤全てに該当する方

- ①高山村に住所のある方
 - ②じん臓又は小腸機能障害による、身体障害者手帳をお持ちの方
 - ③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けている方
 - ④市町村民税非課税の方
 - ⑤生活保護法による医療扶助等を受けていない方
- 申請受付期間
6月1日～6月30日
(土日は受付していません)
- ※補助額は、通院距離等により異なります。
- お問い合わせ先
高山村役場住民課
☎6312111

平成25年

参加者募集中!

みんなで目指そう 無事故・無違反



高齢者しあわせドライブ

高齢者しあわせドライブとは…期間中、安全運転の励行により無事故・無違反を目指すコンテストです。
☆たくさんのお参加をお待ちしています。

応募㊟切 平成25年7月19日(金)
チャレンジ期間⇒ 平成25年8月1日(木)～平成25年12月31日(火)
参加対象 県内に在住し、日常的に車やバイクを運転する3人1組で、チーム1人以上は、65歳以上(平成25年8月1日現在)の方を含むこと。
参加費 無料

※目標を達成されたチームの中から「特別賞」があたります。
今回の賞品は…
前回好評の特産品詰め合わせ 220チーム660名
205チーム ふるってご参加下さい。
15チーム
県内温泉宿泊券 15チーム
問い合わせ 役場 総務課 ☎63-2111

児童扶養手当のご案内

○受給資格

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童のうち、次のいずれかにあてはまる児童を監護している父又は母、若しくは父又は母に代わってその児童を養育している場合に支給されます。いずれも国籍は問いません。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害の状態にある児童
- ④その他

○次の場合手当が支給されません

児童に関すること

- ①日本国内に住所を有しない場合
- ②父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受け取ることができる場合
(※ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます)
- ③その他

父又は母、養育者に関すること

- ①日本国内に住所を有しない場合
- ②公的年金給付(老齢福祉年金以外)を受け取ることができる場合
※児童が公的年金給付の加算対象になっていない場合でも支給対象外となります。
ただし、その全額につき支給が停止されている場合は除きます。
- ③平成15年4月1日までに、手当の支給要件に該当

してから5年を経過している場合(父を除く)

○手当額

- 児童が1人の場合 支給額…41,430円
(平成24年4月分から)
- 児童が2人の場合 支給額…46,430円
(2人目が5,000円の加算)
- 児童が3人以上の場合 1人につき3,000円加算
※所得額に応じて全部支給、一部支給、支給停止となります。

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、12月の年3回、支払月の前月までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。
(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)

○平成20年4月からの支給制限について

平成20年4月から、手当受給から5年以上経過した者等(養育者を除く)について、手当額の2分の1が一部支給停止(減額)されることとなりました。ただし、次の適用除外事由に該当し届出を行った場合、一部支給停止(減額)とはなりません。

- ①就業している場合や求職活動その他自立を図るための活動を行っている場合
- ②一定の障害状態にある場合
- ③負傷・疾病等により就業困難な場合
- ④児童または親族の介護のため、就業困難な場合

特別児童扶養手当のご案内

○受給資格

手当を受けることができる人は、身体や精神に該当する障害のある児童を監護する父もしくは母(主に所得の多い人)または父母にかわって児童を養育している人です。

○次の場合手当が支給されません

- ①父母・養育者及び児童が日本国内に住所を有しない場合
- ②児童が障害を事由とする年金を受け取ることができる場合
- ③児童福祉法により児童福祉施設等(通所施設除く)

に入所している場合

○手当額

- 1級 支給額…50,400円(平成24年4月分から)
- 2級 支給額…33,570円(平成24年4月分から)

○手当の支払

手当は認定を受けると、認定請求をした月の翌月から支給され、4月、8月、11月の年3回、支払月の前月(11月は当月)までの分が、受給者が指定した金融機関の口座に振り込まれます。
(例：4月期には12月、1月、2月、3月の4カ月分が支給されます。)

学校給食を食べてみませんか

給食を食べながら 考えましょう 語り合しましょう
子どもたちの食と健康を! 学校と家庭そして地域で!

- 日時 平成25年6月26日(水)
12時から1時
- 場所 高山小学校 1階 会議室
- 費用 260円(当日集金します)
- 申し込み 高山村学校給食センター
電話(63-2811)でお申し込みください。
- 締め切り 6月19日(水)まで
※先着20名とさせていただきます。
※事前に食材の準備をする都合上、欠席すると代わりの方の出席をお願いするか代金をいただくこととなりますがよろしくご協力をお願いします。

お知らせ

1時から2時まで『校長室開放』を実施していますので、お気軽にお出かけください。

予定献立

- ・ココアパン
- ・ニョッキのグラタン
- ・野菜スープ
- ・牛乳
- ・オーシャンサラダ
- ・グレープフルーツ



今年度、第2回目の6月の試食会はパンを主食にした洋風の献立です。かぼちゃのニョッキを使った手作りのグラタンを作ります。栄養バランスの良い給食を用意しますので、どなたでもお気軽にご参加ください。お待ちしております。

優良自動車運転者表彰 受賞者募集 ～25年度の表彰会場は高山村になります～

吾妻交通安全協会の会員の方で、次の要件に該当する方は、優良自動車運転者表彰を受けられますので、ふるってご応募ください。

無事故・無違反証明書申請費用は吾妻交通安全協会が負担します。

役場総務課にて申請手続きをお願いします。

尚、表彰該当者は秋の全国交通安全運動期間中の表彰式で表彰されます。

共通要件・運転免許を有していること。

- ・県内の交通安全協会の会員であること。
- ・過去に同種の表彰を受けてないこと。
- ・交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外される事があります。

表彰種別	授与者	無事故無違反の期間 (原動機付自転車を含む)	表彰歴等
銅章	警察署長 地区交通安全協会長	5年以上	—
銀章	県警察本部長 県交通安全協会理事長	10年以上	地区表彰(銅賞)を受けていること。
金章	〃	15年以上	県表彰(銀賞)又は昭和55年以前に銀賞と同等の表彰を受けていること。
金冠銀章	〃	20年以上	県表彰(金賞)を受けていること。
金冠金章	〃	30年以上	県表彰(金冠銀賞)を受けていること。
旭日金冠章	〃	40年以上	県表彰(金冠金章)を受けていること。

申告に必要な物 ・印鑑 ・免許証 ・安全協会会員証

募集期間 平成25年6月30日(日)まで

平成25年度 特定健診・ご長寿健診のご案内

特定健診やご長寿健診は、自分の健康状態を知るうえでのバロメーターです。病院で血圧や糖尿病などの治療を受けている方も対象となります。出来るだけ受診しましょう。

●**対象者** 特定健診…40歳～74歳までの高山村国民健康保険加入者
ご長寿健診…75歳以上の方

●**費用** 無料

●**その他** 集団健診、個別健診、人間ドックは重複して受診できませんので、ご注意下さい。

・**個別健診**…実施期間 平成25年6月1日～8月31日まで

実施医療機関名	連絡先	実施日（受付時間）
中山診療所	0279-70-5007	毎週月～土（土曜日は午前のみ） 午前10時～12時 午後2時～5時
沼田脳神経外科循環器科病院	0278-22-5052	毎週月・火・水・金 午前9時～11時30分
沼田クリニック	0278-22-1188	毎週月～土・休日当番日 午前9時～11時30分 午後2時～4時30分
吾妻脳神経外科循環器科	0279-68-5211	毎週火・金・土 午後2時～4時30分

個別健診を受けるときは…

- *電話で予約をしてから受診して下さい。
- *村から発行された特定健診等受診券と健康保険証を持参して下さい。
- *個別健診は、レントゲンやがん検診は含まれていませんので、ご注意下さい。

・**集団健診**…7月23日～25日に実施されます。

- *社会保険等の加入者で、特定健診を村の集団健診で希望する方は健康保険組合が発行する受診券と健康保険証が必要です。
- *当日は、特定（ご長寿）健診のほかに胸部レントゲン、胃がん検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、ABC検診、肝炎検診を実施します。

納税等 ★印が6月に納めていただく税等です。

	村民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	使用料 上・下水道
4月			●				
5月		●					●
6月	★						
7月		●		●	●	●	●
8月	●			●	●	●	
9月				●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	
11月				●	●	●	●
12月				●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●
2月				●	●	●	
3月				●	●	●	●

税 税金は 社会を支える あなたの会費